

平成28年5月19日
京都市上下水道局
総務部用度課

最低制限価格制度の適用範囲の拡大について

ダンピング受注防止対策を徹底するため、全ての工事について、最低制限価格制度の適用範囲を、予定価格が政府調達に関する協定の適用基準額（1）未満まで拡大します。

○工事における最低制限価格制度の適用範囲

区分	改正前	改正後
土木・建築・舗装・管・防水工事	予定価格が政府調達に関する協定の適用基準額（1）未満	変更なし
上記以外の工事（2）	予定価格2億円以下	予定価格が政府調達に関する協定の適用基準額（1）未満

1 平成28・29年度は24億7千万円

2 「上記以外の工事」とは設備工事を指す。

○実施日 平成28年6月1日入札公告分から